

■ 法テラスの概要

(1) 設立

日本司法支援センター（法テラス）は、司法制度改革審議会の意見書を受けて制定された総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、平成18年4月10日に設立された。

当時、日本の社会は、いわゆる「事前規制型社会」（主として行政による規制や指導を通じて個人や企業の活動や利害を調整する社会）からいわゆる「事後救済型社会」（国民一人ひとりが自らの責任で自由に行動することを基本とし、その結果、紛争や利害対立が生じた場合については、社会のルールである法律を主体的に利用することで解決を図る社会）へと変わりつつあり、法テラスは、そうした社会の変化に対応して「法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会」を実現することを目指し設立されたものである。

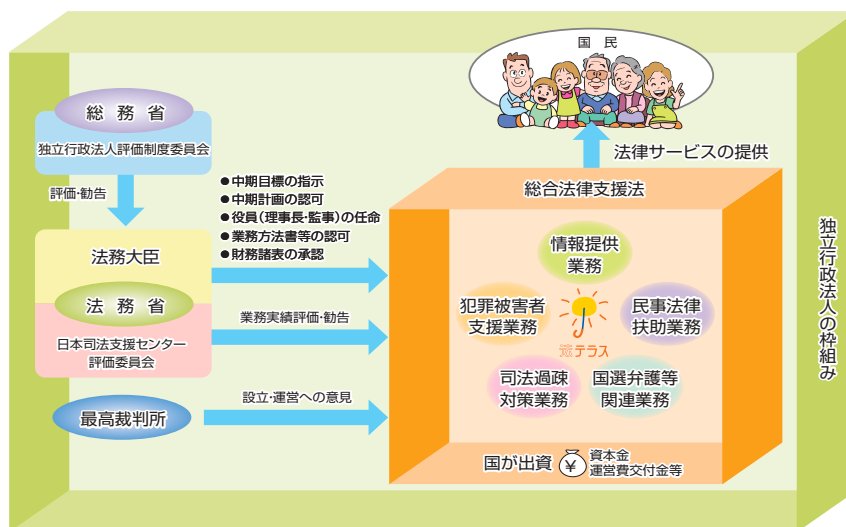
設立後半年の準備期間において、全国に事務所を設置して人的・物的体制を整えるとともに、業務の骨格となる業務方法書等の規程類を整備し、平成18年10月2日から全国各地の事務所とコールセンター（通称「法テラス・サポートダイヤル」。以下、「サポートダイヤル」という。）で業務を開始した。

(2) 組織

法テラスは、政府全額出資により設立された公的な法人であり、公正中立で透明性の高い運営が求められるため、組織形態としては独立行政法人に準じた枠組みで作られている。独立行政法人とは、国民生活に欠かせない公的な事業のうち、国が直接実施する必要はないが、民間に委ねると実施されないおそれがあるものを効率的・効果的に実施するため、独立行政法人通則法（独法通則法）及び各独立行政法人の個別法に基づいて設立される法人をいう。

法テラスは、法務省の所管法人であるが、その業務が司法と密接に関わり、最高裁判所が設立や運営に関与するため三権分立の観点から、独立行政法人とはせず、独法通則法を準用する法人と規定されている。

業務の運営に関しては、独法通則法を準用し、主務大臣である法務大臣から中期目標を指示され、これを達成するための中期計画を策定した上で、それを達成すべく業務の質の向上や効率性に努めながら自律的に展開し、その結果については、第三者機関である評価委員会から毎年業務実績評価を受けることが総合法律支援法で義務付けられている。



通称「法テラス」の由来

利用者である国民に覚えやすく、親しみを感じていただけるよう、設立前年の平成17年9月、通称及びロゴを「 **法テラス**」と決定し、発表した。

「法テラス」には、法律によってトラブル解決へ進む道を指し示すことで、相談する方々のもやもやした心に光を「照らす」という意味と、悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」のような場でありたいという意味が込められている。

(3) 主な業務

法テラスの行う主な業務は、①総合法律支援法第30条第1項、②東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）（平成24年4月1日施行）、③総合法律支援法第30条第2項において次のように規定されている。

①総合法律支援法第30条第1項の業務（本来業務）

ア 情報提供業務（24ページ：情報提供業務 参照）

法的問題の解決に役立つ制度や、適切な相談機関・団体に関する情報を収集・整理し、電話、面談、電子メール等による問合せに対して提供する業務。

イ 民事法律扶助業務（41ページ：民事法律扶助業務 参照）

経済的に余裕のない方に対し、無料法律相談や民事裁判手続等に係る弁護士・司法書士費用等の立替えを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、認知機能が十分でないために自己の権利の実現が妨げられているおそれがある高齢者、障害者等に対する資力にかかわらず法律相談等（平成30年1月24日施行）、大規模災害の被災者に対する資力を問わない無料法律相談（平成28年7月1日施行）の業務が追加された。

ウ 国選弁護等関連業務（76ページ：国選弁護等関連業務 参照）

貧困等の理由で自分では弁護士を頼めない被疑者・被告人のため、裁判所等からの求めに応じて国選弁護人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補の指名及び裁判所等への通知を行い、国選弁護人に対する報酬・費用の算定及び支払などを行う業務。

なお、平成28年6月に公布された改正刑事訴訟法により、被疑者国選弁護の対象事件が、被疑者が勾留された全事件に拡大された（平成30年6月1日施行）。

エ 司法過疎対策業務（94ページ：司法過疎対策と常勤弁護士に関する業務 参照）

身近に弁護士や司法書士がいないなど、法律サービスへのアクセスが容易でない地域に法律事務所を設置し、法テラスに勤務する常勤弁護士を常駐させ、有償での法律サービスを含む、法律サービス全般の提供を行う業務。

オ 犯罪被害者支援業務（105ページ：犯罪被害者支援業務 参照）

犯罪の被害に遭われた方やご家族の方などに対し、そのとき最も必要な支援が受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供するとともに、適切な相談窓口の紹介や関係機関・

団体への取次ぎ、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介などを行う業務。また、刑事裁判に参加する犯罪被害者等のために、国選被害者参加弁護士候補の指名、裁判所への通知、報酬・費用の支払及び被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方の旅費の算定、送金などを行う業務。

平成28年6月に公布された改正総合法律支援法により、DV、ストーカー、児童虐待の被害者に対して資力にかかわらず法律相談を実施する業務が追加された（平成30年1月24日施行）。

司法ソーシャルワークに関する取組

法テラスでは、地方自治体・福祉機関等の職員（福祉職）と法律専門職である弁護士・司法書士とが協働しながら、自発的には司法サービスを求めづらい高齢者・障がい者のもとに出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図る「司法ソーシャルワーク」を推進している。

そこで、例えば福祉職からの要請を受けて高齢者・障がい者に対する出張法律相談を実施するほか、地方自治体・福祉機関の施設を巡回して法律相談を行うなど、司法ソーシャルワークを実践するための仕組みの整備・拡充を進めている。

②法テラス震災特例法の業務

震災法律援助業務（122ページ：震災法律援助業務 参照）

「東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律」（法テラス震災特例法）に基づき、東日本大震災に際し、災害救助法が適用された区域に平成23年3月11日に居住していた方等を対象として、無料で法律相談を行い、民事事件やADR等の手続に関する弁護士・司法書士の費用の立替えを行う業務。

③総合法律支援法第30条第2項の業務

受託業務（130ページ：受託業務 参照）

国、地方公共団体、公益法人等の委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

（４）事務所

法テラスは、本部（東京）のほか、全国111か所に事務所を設置（平成30年3月31日当時）。

事務所の種類には、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所の4つがあり、それぞれの設置の目的により、扱う業務の範囲が異なる。

①地方事務所

地方裁判所の本庁所在地と同じ全国50か所（県庁所在地47か所と北海道は札幌以外に3か所（函館・旭川・釧路））に設置。当該都道府県の支部・出張所・地域事務所を管轄する役割を持つ。他の事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともある。法テラスが行うすべての業務を行う。

②支部

人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄するため、全国11か所に設置。法テラスが行う5つの本来業務を行う。

③出張所

東京に3か所（上野、池袋（※注）、八王子）、大阪に1か所（堺）設置。民事法律扶助業務・震災法律援助業務を中心に、情報提供業務も行う。

この他被災地支援のため被災地出張所7か所（宮城に3か所（南三陸、山元、東松島）、福島に2か所（二本松、ふたば）、岩手に2か所（大槌、気仙））を設置。

④地域事務所

弁護士・司法書士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する。平成30年3月31日時点で39か所あり、法テラスに勤務する常勤弁護士が常駐する。

地域事務所にはさらに2つの種類がある。

1つは、司法過疎地域と呼ばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所で、一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律サービス全般の提供を行う（35か所）。

もう1つは、司法過疎地域ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護事件、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士が少ない地域で、主にこれらの事件を扱うために設置する事務所である（4か所）。

事務所の種類	①地方事務所 (本所)	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎地域事務所	扶助・国選地域事務所
正式名称	日本司法支援センター〇〇地方事務所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△支部	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△出張所	日本司法支援センター〇〇地方事務所△△地域事務所	
通称	法テラス〇〇 例：法テラス東京	法テラス△△ 例：法テラス多摩	法テラス△△ 例：法テラス上野	法テラス△△ 例：法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行うすべての業務	法テラスが行う5つの本来業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般（有償による法律相談・事件の受任も含む）	民事法律扶助・国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地（47か所）のほか、北海道に3か所（函館、旭川、釧路）	全国に11か所 川越（埼玉）、松戸（千葉）、多摩（東京立川）、川崎・小田原（神奈川）、浜松・沼津（静岡）、三河（愛知）、姫路・阪神（兵庫）、北九州（福岡）	岩手に2か所（震災対応） 宮城に3か所（震災対応） 福島に2か所（震災対応） 東京に3か所 大阪に1か所 気仙・大槌（岩手）、東松島・山元・南三陸（宮城）、二本松・ふたば（福島）、上野・池袋（注）・八王子（東京）、堺（大阪）	35か所 八雲・江差（函館）、八戸・むつ・鰺ヶ沢（青森）、宮古（岩手）、鹿角（秋田）、会津若松（福島）、牛久（茨城）、秩父（埼玉）、佐渡（新潟）、魚津（富山）、中津川・可児（岐阜）、下田（静岡）、福知山（京都）、南和（奈良）、倉吉（鳥取）、浜田・西郷（島根）、安芸・須崎・中村（高知）、平戸・対馬・杵岐・五島・雲仙（長崎）、高森（熊本）、延岡（宮崎）、鹿屋・指宿・奄美・徳之島（鹿児島）、宮古島（沖縄）	4か所 下妻（茨城）、熊谷（埼玉）、松本（長野）、佐世保（長崎）

（注）池袋出張所は平成30年6月30日をもって法テラス東京に統合。

(5) 予算・決算の概要

法テラスは民事法律扶助業務や国選弁護等関連業務など国民の権利・利益に関わる重要な業務を行っているため、業務運営に係る予算の約7割が国費で賄われている。

他方、国費に依存するばかりではなく、民事法律扶助業務において発生した立替金の償還金や一般の方からの寄附金などの自己収入の確保に努めている。

なお、経費節減等を図る観点から、各種契約手続においては、その内容、必要性及び緊急性等を十分精査するとともに、競争性、透明性及び公正性を高めるため、原則として一般競争入札等の競争的手法によることとしている。

法テラスに係る政府予算の推移

(単位：百万円、%)

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
運営費交付金	15,507	15,206	15,117	15,396	15,179
国選弁護人確保業務等委託費	16,429	16,110	16,067	15,478	16,490
合計	31,936	31,316	31,184	30,874	31,669
対前年伸び率	11.97	△ 1.94	△ 0.42	△ 0.99	2.57

(注) 平成 26 年度の運営費交付金が前年度よりも大幅に増加した要因は、平成 25 年度予算において、未使用の運営費交付金を収入金として計上されていたことなどによる(平成 25 年度運営費交付金 12,836、国選弁護人確保業務等委託費 15,686、合計 28,522)。

法テラス決算の推移

(単位：百万円)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
収 入					
運営費交付金	12,836	15,507	15,206	15,117	15,396
事業収入(民事法律扶助償還金等)	10,663	10,737	10,958	11,469	11,859
補助金等収入	79	68	69	69	46
受託事業収入	17,446	18,079	17,230	17,411	17,014
その他事業外収入	5,676	532	1,064	1,119	1,495
計	46,701	44,923	44,526	45,185	45,811
支 出					
民事法律扶助等事業経費	17,666	17,815	18,337	-	-
受託事業経費(国選弁護人確保事業)	15,200	16,066	15,458	-	-
受託事業経費(日本弁護士連合会等委託事業)	2,246	2,012	1,772	-	-
その他人件費等経費(受託事業に係るものを除く)	8,083	8,046	7,911	-	-
事業経費(注2)	-	-	-	32,319	32,928
一般管理費(注2)	-	-	-	3,503	3,717
人件費(注2)	-	-	-	7,911	7,737
計	43,195	43,939	43,477	43,733	44,382

(注1) 各欄積算と合計額の数字は、四捨五入の関係で一致しないことがある。

(注2) 独立行政法人会計基準等の改訂に伴い、平成 28 年度より支出の区分を見直している。

収入	運営費交付金	独立行政法人等の業務運営の財源として国から交付されるもの	支出	民事法律扶助等事業経費	民事法律扶助業務の立替金など
	事業収入	民事法律扶助の償還金や、常勤弁護士担当事件の報酬金など		受託事業経費	受託業務の実施に係る経費
	補助金等収入	国民からの寄附金や、地方公共団体からの補助金		その他人件費等経費	人件費、事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
	受託事業収入	受託業務に使用するため、委託元から支払われるもの		事業経費	民事法律扶助業務の立替金、国選弁護人確保業務の契約弁護士報酬など
	その他事業外収入	講演料など事業外の収入		一般管理費	事務所賃借料、広報周知費、事務消耗品購入費など
				人件費	給与、賞与及び法定福利費など